



Title	フランス1838年法におけるアリエネaliéné の財産管理（1）：フランス民法典（1804年）における禁治産制度と比較して
Author(s)	酒井, あむる
Citation	阪大法学. 2026, 76(1), p. 207-228
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/104963
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス1838年法におけるアリエネ aliéné の財産管理（1）

——フランス民法典（1804年）における禁治産制度と比較して——

酒井 あ む る

はじめに

第1章 フランスにおける精神病患者の財産管理制度の系譜

- 1 現行制度：20世紀以降
- 2 アンシャン・レジーム期
- 3 小括

第2章 フランス民法典（1804年）——禁治産制度の確立

- 1 禁治産制度の構造と理念
- 2 禁治産者の行為の有効性
- 3 小括（以上、本号）

第3章 1838年法——新たな財産管理制度の模索

- 1 臨時の財産管理制度の新設
- 2 施設に収容されたアリエネの行為の有効性
- 3 小括

おわりに

はじめに

日本において禁治産及び準禁治産制度が廃止され、成年後見制度に移行する改正民法が施行（2000年）されてから四半世紀が経過した現在、法制審議会において成年後見制度の見直しに向けた検討が進められている。従来の禁治産制度は心神喪失の常況にある者を、また準禁治産制度は心神耗弱の者を対象にし、それぞれの保護の内容を定めていた。一方で、成年後見制度は自律・自己決定

と本人保護との調和を図り、ノーマライゼーションを進めることを基本理念とし、後見、保佐、補助の3類型を用意した法定後見と任意後見とからなっている⁽¹⁾。しかし、「高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直し」にかかる法務大臣の諮問（諮問第126号）⁽²⁾を受け、法制審議会に「民法（成年後見等関係）部会」が設置され、同部会は2026年1月27日、「民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案」を取りまとめた⁽³⁾。このように日本の成年後見制度は今、新たな局面を迎えようとしている。

国際的には、障害者権利条約（2006年）12条4項が「法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること」⁽⁴⁾を求めている。同条約の実施を監視する障害者権利委員会は、障害者など一部のカテゴリーの個人が法的能力の推定から歴史を通じて除外されてきており現在もなお除外されている事実を批判し、後見や保佐といった代行的意思決定の法制度を廃止し、支援付意思決定へ移行することを含む抜本的な改革が必要であると述べている⁽⁵⁾。同委員会によって、後見、保佐による精神病患者の保護というパラダイムが疑問視されている。

本稿は、以上のような議論のある現代の精神病患者の財産管理制度を再考するにあたっての示唆を、歴史から得ることを目的とする。そこで、本稿は、フランスにおいて1838年6月30日に制定された「アリエネに関する法律 loi sur les aliénés」（以下、「1838年法」と呼ぶ。）の財産管理制度に関する規定を素材として取り上げる。というのも、同法の制定過程では、1804年に制定されたフランス民法典の禁治産制度とは異なる、精神病患者の治療と社会復帰を想定した新たな財産管理制度の創設が模索されたからである。

筆者はすでに、拙稿「フランス1838年法におけるアリエネ aliéné の収容と個人の自由 liberté individuelle の保障（1）（2・完）——禁治産 interdiction 宣告の可否を巡る議論を手がかりに——」⁽⁶⁾において、1838年法について以下のことを明らかにした。革命を経た19世紀のフランスでは、個人の自由の理念が浸透したと同時に、それまで神の懲罰や魔術として恐れられていた狂気を治療

可能な病気として捉える精神医学が台頭した。そのような気運の中で、恣意的な監禁からアリエネの個人の自由を保障し、かつ適切な医療を施して治癒させるために同法は制定された。同法制定以前は、ある個人を監禁するためには禁治産が宣告されていることが必須とされ、禁治産の手續にかかる数々の不都合が問題視されていた。そこで同法は、収容の前提条件として禁治産宣告を要求しないこととしたのである。その一方で、1838年法の下で禁治産を宣告されないまま施設に収容されたアリエネの財産をいかに管理したかという点は、拙稿では解明できていない。そこで、本稿は、アリエネの財産管理制度に焦点を当て、1838年法の果たした意義をより包括的に捉えようとするものである。

1838年法について、同法制定の歴史的背景や精神医学の影響に関する先行研究は多数存在する。フランスにおける研究としては、19世紀の医師アンリ・タゲ Henri Taguet (生没年不詳) や、不当に監禁された経験を持つジャン・ルモワン Jean Lemoine (1867-1938)、歴史学者のクロード・ケテル Claude Quétel (1939-)、社会学者ロベール・カステル Robert Castel (1933-2013) や思想家ミシェル・フーコー Michel Foucault (1926-1984) の研究が参考になる。⁽⁷⁾ 邦語文献としては、法学者である秋葉悦子や永野仁美による精神保健政策や収容の歴史的展開をテーマとする研究や、⁽⁸⁾ 精神科医の菅原道哉、飯塚博史、岩成秀夫や看護学を専門とする須藤葵による医学的視点からの研究⁽⁹⁾が存在する。また、英語文献としては、公衆衛生を専門とするジャン＝シモン・ケイラ Jean-Simon Cayla、シカゴ学派の歴史学者ジャン・ゴールドシュタイン Jan Goldstein⁽¹⁰⁾の研究が存在する。

本稿が着目する1838年法の財産管理規定については、制定直後より法学的及び医学的見地から研究が進められていた。⁽¹¹⁾ また、「註釈学派の最盛期を代表し、註釈学の王 (prince de l'exégèse) と称せられた」⁽¹²⁾ シャルル・ドゥモロンブ Charles Demolombe (1804-1887) や、「近代学派への橋渡しの役割を果たすとともに、のちに民法学に大きな影響を与え」⁽¹³⁾ たストラスブール大学教授シャルル・オーブリー Charles Aubry (1803-1883) とシャルル＝フレデリック・ロー Charles-Frédéric Rau (1803-1877) は、フランス民法典に関する著作の中で、1838年法の財産管理規定に言及している。⁽¹⁴⁾ 一方、邦語研究としては、民

法学者の稲本洋之助によるフランスの家族法の研究が参考になる。⁽¹⁵⁾ また、同じく民法学者の山城一真は、フランス成年後見法に関する研究の中で1838年法の財産管理規定に触れているが、1838年法の財産管理規定そのものを対象とした研究ではない。⁽¹⁶⁾ また、1838年法自体に関する研究ではないが、日本における民事法と精神医学の交錯に関する研究が存在する。⁽¹⁷⁾

そこで、本稿は、1838年法の財産管理規定の成立過程と当時における意義を明らかにすることを目的とする。第1章では、フランスにおける精神病患者の財産管理制度の現状を確認した上で、フランス民法典以前の財産管理制度の歴史を概説する。続く第2章では、1838年法の比較対象として、1804年に制定されたフランス民法典における禁治産に関する規定を取り上げる。最後に第3章では、1838年法制定過程の議事録を分析しながら、同法における財産管理制度がいかなるものであったかを考察する。1838年法を中心に、アンシャン・レジーム期から現代に至るまでの財産管理の制度的連続性と展開を研究することにより、現行の制度改革に歴史的視座を提供することを目指す。

なお、19世紀前後の文献においては精神病患者を表すフランス語として *fou*、*insensé*、*aliéné* 等が用いられている。*fou*、*insensé* は「気が狂った」という意味を有し、特に近代精神医学の台頭前に多用されている。そこで、本稿では、医学の対象となる以前の精神的に狂った者というニュアンスを表すために、これらには「狂人」という訳語を用いる。一方、*aliéné* は、1838年法に関連する議事録や精神科医の著作において頻繁に用いられた語であり、19世紀の精神医学におけるキーワードであると考えられる。それ以前の時代の狂人や現代的な精神病患者 *malade mentale* とは異なるという理解に基づき、フランス語の文献において *aliéné* と記されている箇所はカタカナで「アリエネ」と記す。⁽¹⁸⁾ また、日本では、禁治産の制度は既に廃止され成年後見制度に移行しているが、本稿は19世紀フランスの法制度を対象とした研究であるため、「禁治産」の語を用いる。

第1章 フランスにおける精神病患者の財産管理制度の系譜

本章は、次章以降で扱う1804年の民法典及び本稿の中心的な対象である1838年法の位置付けをより明瞭にするべく、19世紀に構築された精神病患者の財産管理制度の「前後」を明確にする。まず、「後」、すなわち、フランスにおける精神病患者の財産管理の現行制度を紹介することから始める。現行制度のうち、後見と保佐、司法救助は過去の制度の上に成り立つ制度であるからである。次に、「前」、本稿が扱う19世紀の制度が確立される以前、すなわちアンシャン・レジーム期に遡り、当時の法学者の著作を手がかりに狂人の財産管理制度のあり方を明らかにする。アンシャン・レジーム期の制度を先に確認することで、19世紀の制度の新規性や意義がより明瞭になると考えられる。なお、以上のフランスにおける精神病患者の財産管理制度の系譜を纏めたものが、本章の末に掲げた表1である。

1 現行制度：20世紀以降

成年後見法に関するフランス民法典の規定は、1804年、1968年、2007年という3つの大きな転換点を経験してきた。⁽¹⁹⁾1968年の改正の経緯は次のとおりである。1804年の民法典では禁治産と助言 conseil の制度が設けられ、1838年法は臨時の財産管理制度を新設した。当時、禁治産宣告を受けることは一家の恥辱だとするのが通念であったことから、1968年以前は、多くの精神病患者に1838年法の臨時の財産管理制度が適用され、禁治産宣告がほとんど利用されない状況が生じていた。以上の状況を背景とした1968年改正は、1838年法の臨時の財産管理制度を民法典の枠内に位置付けることを一つの目的として、禁治産・準禁治産に代えて後見・保佐を導入し、臨時の財産管理制度の適用場面を後見と保佐によって捕捉することを目指した。⁽²⁰⁾

後見 tutelle（現行フランス民法典440条3項、473条以下）と保佐 curatelle（440条1項、467条以下）は、精神的・身体的能力の低下（425条）によって継続的な保護を必要とするに至った者について適用される。⁽²¹⁾後見は包括的に行

為能力を制限し、成年被後見人が単独であることができる行為は、日常生活に関する行為だけであり（473条1項）、管理行為は後見人が単独で行い（504条）、処分行為は、後見裁判官の許可を得て後見人が行う（505条-508条⁽²²⁾）。一方、保佐は部分的に行為能力を制限し、被保佐人が単独であることができないのは処分行為のみであり、管理行為は単独であることができる（467条1項、505条-508条⁽²³⁾）。また、後見の場合には後見人による法定代理が伴うのに対し、保佐の場合には、法定代理を伴わず、保佐人による補佐 assistance が与えられるにとどまるのが原則である⁽²⁴⁾。

1968年改正は、後見と保佐に加えて、1838年法における臨時の財産管理制度を民法典に組み込むべく、「暫定的かつ部分的な保護措置として」司法救助 *sauegarde de justice*（433条）を導入した。司法救助はあくまで暫定的な措置であり、後見や保佐開始前の保全手段として、あるいは、能力回復後に保護のない状態に戻るまでのつなぎとして機能する。司法救助においては、本人は原則として自ら単独で行動することができ、補佐や代理は当然には行われない⁽²⁵⁾（435条1項）。

2007年改正では、日本法における任意後見に対応する、将来において判断能力が低下した場合の対応を委任契約によってあらかじめ定めておく将来保護委任 *mandat de protection future*（478条）が新設された⁽²⁶⁾。後見との関係については、将来保護委任に依ることができる場合にはそれを優先し、法定後見を開始することは許されない⁽²⁷⁾（428条1項。補充性の原則）。

さらに、「法の簡素化及び現代化に関する2015年10月15日のオルドナンス第2015-1288号」によって、親族授權 *habilitation familiale* が新たに導入された。親族授權は、いわゆる代替的措施の一環として、婚姻法・夫婦財産法において配偶者に与えられる代理権（217条、219条、1426条、1429条）をモデルとして構想された制度であり、これによって、授權を受けた親族は、本人を代理・補佐することができるようになる⁽²⁸⁾。

このように、フランスにおける精神病患者の現行の財産管理制度は、1968年の改正で導入された後見と保佐、司法救助、21世紀に創設された将来保護委任と親族授權から構成される類型主義を採用している。フランスは2007年に障害者

権利条約、2008年に議定書に署名し、2010年に同条約と議定書を批准した。代行的意思決定の廃止を提言する障害者権利委員会とは異なり、フランス国内では「むしろ法定代理制度の廃止には種々の問題があり、法定代理を維持してこそ条約の趣旨が十分に達せられるとの理解」が示されている。⁽²⁹⁾

2 アンシャン・レジーム期

アンシャン・レジーム期のフランスは、北部ではフランクの慣習法を基礎とする諸々の慣習法が存在し、南部ではローマ法⁽³⁰⁾に基づいた慣習法が統一的に適用されていた。⁽³¹⁾

ローマ法を自然法的・合理的秩序に従って再構成し、体系化を試みたクレルモン生まれの法学者ジャン・ドマ Jean Domat (1625-1696) は、その主著『自然的秩序における市民法』(1689-1694年)の中で、ローマ法の法文を引用しながら、狂人 infenfez の保佐人について次のように述べている。⁽³²⁾

狂人は、成人であっても自らの人身と財産を指揮 conduite することができないので、狂人の世話をを行う保佐人が任命される。保佐人を任命するためには、その成人の痴呆 démente が裁判で証明されなければならない。なぜなら、保佐人を設けることができるのは司法の権威のみであり、また、狂人の見せかけをする者や、何らかの利益によって真実に反して痴呆を詐称する者がいるからである。保佐人は、自らに委ねられた財産や取引、狂人の人身について責任を負う。痴呆が間隔を置いて現れたり消えたりする者の保佐人は、痴呆の最中にしかその役割 fonction を果たさず、理性が回復している合間には役割を停止する。しかし、痴呆がぶり返すたびに新たに保佐人を任命することを防ぐため、保佐人の任務 charge は被保佐人の一生存続する、と。⁽³³⁾

ドマの自然法体系をさらに発展させたオルレアン出身の「自然法・慣習法・ローマ法学の巨匠」⁽³⁴⁾ロベール・ジョセフ・ポティエ Robert Joseph Pothier (1699-1772) も、その死後に出版された『人と物の概論』(1825年)において、保佐について次のように記述している。

成人または親権を解放された者が理性の機能を失ったとき、(中略)判事は、近親者の誰かの請求 poursuite に基づき、尋問によって狂気(中略)を確認し、

親族の意見を聞いた後に、本人に対してその財産を管理することを禁じ、保佐人を任命する。痴呆を理由とした禁治産者は、もはや自らの財産を管理することができない。保佐人の権限と義務は、禁治産者の財産と同様に人身にも及ぶ。保佐人は、自身の下に禁治産者をとどめ置くことも、適当と判断した妥当な施設に収容させることもできる。もし痴呆が狂乱 *fureur* にまで至り、野放しにしておくことができなくなった場合、保佐人は判事に申し立てなければならない。判事は、親族の意見に基づき、狂乱者に関する情報を得た後に、狂乱者が監獄 *maison de force* ⁽³⁵⁾ に監禁されるべきことを命じる。痴呆を理由に禁治産宣告を受けていた者は、理性の機能を回復したときに判事によって禁治産を取り消される、と。⁽³⁶⁾

このように、アンシャン・レジーム期のフランスでは、狂人は禁治産を宣告され、保佐人がその財産と人身を管理した。身上監護は、狂人を世話する場所の決定にも及び、狂乱の場合には監獄に監禁しなければならなかった。

フランス革命後、1804年に民法典が制定されるまでの間に、狂人の財産管理制度に関する新たな法律は制定されなかったが、狂人の徘徊により引き起こされ得る公の秩序への侵害を抑止するための法律が制定された。1790年8月16-24日法は、放置されたままの狂人によって引き起こされる事件を予防し解決することを行政に委ねることを定めた。1791年7月19-22日法は、徘徊している狂人本人や、徘徊しないように監督する義務を怠った親族を処罰することを規定した。⁽³⁷⁾ これらの法律には、アンシャン・レジーム期にすでに存在していた、危険な狂乱者を監獄に監禁するという慣行が引き継がれている。

3 小括

アンシャン・レジーム期における保佐人による狂人の財産管理制度は、革命後、1804年に制定されたフランス民法典の中で禁治産と助言という形で受け継がれ、1968年の改正により後見と保佐に至った。また、1838年法は、アンシャン・レジーム期に実施されていた狂人の恣意的な監禁を合法的な収容に作り替え、臨時の財産管理という新たな制度を規定した。かかる臨時の財産管理は、1968年の改正により司法救助として民法典の中に組み込まれた。次章以下で

は、1804年に制定されたフランス民法典と1838年法について、より詳細に分析する。

表1 フランスにおける財産管理制度の系譜

法令	財産管理制度				
ローマ法	保佐 cura				
慣習法	禁治産 interdiction →保佐人 curateur の任命				
民法典 (1804年)	禁治産 interdiction →後見人 tuteur の任命	助言 conseil			
1838年法	↓	↓	臨時の財産管理 administration provisoire		
改正民法典 (1968年)	後見 tutelle	保佐 curatelle	司法救助 sauvegarde de justice		
改正民法典 (2007年)	↓	↓	↓	将来保護委任 mandat de protection future	
オルドナンス (2015年)	↓	↓	↓	↓	親族授権 habilitation familiale

(筆者作成)

第2章 フランス民法典（1804年）——禁治産制度の確立

本章では、「成年、禁治産及び司法的助言 De la Majorité, de l'Interdiction, et du Conseil judiciaire」と題されるフランス民法典（以下、単に「民法典」と記す場合は1804年の民法典を指し、改正後の民法典を指す場合には改正年を付記する。⁽³⁸⁾）の第11編第2章（489条-511条）の規定について、起草者の見解や法学者と精神科医の議論を紹介しながら分析する。本稿の主な考察対象である1838年法の財産管理規定は、民法典起草時には想定されていなかったような事例に対応すべく、民法典の規定を参照しながらこれを発展させて構築されたものである。そこで、1838年法の財産管理規定の検討に入る前に、比較対象として民法典の規定を取り上げる。なお、民法典における禁治産に関する条文については、本章の末にフローチャート図1と表2として纏めている。

1 禁治産制度の構造と理念

民法典489条⁽³⁹⁾は、「痴愚 imbecillité、痴呆、狂乱の常況 l'état habituelle にある成年は、意識のはっきりしている間隔 des intervalles lucides がある場合でも、禁治産を宣告されなければならない」と定めている。

禁治産宣告の要件となる「痴愚、痴呆、狂乱」は、ローマ法における mente captus、demens、furiosus に対応する伝統的な用語である。1803年3月29日の立法府 Corps Législatif における護民院議員ジャン・ドミニク・レオナル・タリブル Jean Dominique Léonard Tarrible (1752-1821)⁽⁴¹⁾の発言によると、「痴愚とは、観念の欠如や消失によって引き起こされる精神耗弱 faiblesse de son esprit である。痴呆とは、それに罹患した者から理性の行使を奪う精神病 aliénation である。狂乱とは、最も酷い程度に至った痴呆であり、狂乱者を本人と他人にとって危険な行為へと追いやる。これら3つの状態における人間は、比較し判断する能力を奪われている⁽⁴²⁾」。また、「常況」とは、1803年3月19日に立法府に提出されたジャン＝ルイ・エメリー Jean-Louis Emmery (1742-1823)⁽⁴³⁾の法案理由書によると、「人間の生活の中で、理性ある状態が単なる偶然に過ぎず、時折ちらりと見られる程度になり、日々の言動が狂人の言動である場合⁽⁴⁴⁾」をいう。「痴愚、痴呆、狂乱の常況」にあれば、たとえば意識のはっきりしている間隔があったとしても、禁治産宣告の妨げとはならない。

489条で用いられたこれらの法律用語は、次のような批判を受けた。第一の批判は、これらの用語は不正確かつ不完全であるというものである。司法官 magistrat であったジャン＝フランソワ・サケス Jean-François Sacase (1808-1884)⁽⁴⁵⁾は、1850年代に以下のように述べた。「禁治産の編が起草された時代にはすでに、精神医学の改革者たるピネルがその不朽の論文の中で正確な分類の基礎を築き、法典の区分の不十分さや欠陥を示している。彼は、狂気の4種類を区別している。1 躁 manie、2 鬱 mélancolie、3 痴呆、4 白痴 idiotisme。(中略)ここから、まず、民法典の区分は誤っているといえる。

(中略)民法典の分類は、鬱とモノマニー monomanie を狂気の種類の中に起草者が加えなかったという点で不完全である⁽⁴⁷⁾。第二の批判は、「常況」という

語は曖昧であるというものである。精神科医のルイ＝フランソワ＝エミール・ルノーダン Louis-François-Émile Renaudin（1808-1865）は1840年代に、「常況という語は曖昧であり、最悪の不正義を認めたり、親族から保護を奪った状態にしたりしてしまう。今日では、合理的な治療を直ちに病人に受けさせれば容易に治癒する急性的な妄想がよく知られている。しかし、貪欲な親族が故意の怠慢によって病人を放置し、治癒不可能な状態にし、一定期間後、常況に陥った狂気の状態に基づいて禁治産を宣告させるということができてしまう。」⁽⁴⁹⁾と批判した。

これらの批判に対し、カーン大学法学部教授のシャルル・ドゥモロンブは、⁽⁵⁰⁾『ナポレオン法典講義』（1860年）の中で、「ナポレオン法典の起草者は、実際のところ、厳格に科学的な正確さをもって精神病の様々な種類を定義する狙いはなかった。人々が批判する起草者が用いたやや曖昧な表現には、反対に、より理解しやすく、様々な状況に応じて解釈や拡張の余地が広がるという利点がある。」⁽⁵¹⁾と反論した。また、パリ大学で法医学の教授であったオーグスト・アンブローワーズ・タルデュー Auguste Ambroise Tardieu ⁽⁵²⁾（1818-1879）も1880年に公刊された著書で、「法律は、科学によって良く導かれるが、科学で正確とされる言葉遣いをそのまま借用するのではない。（中略）重要なのは、事実の特性に応じて判決を下す評価の自由を、広く判事に認めることである」⁽⁵³⁾と述べた。

489条の要件を満たし、490条-501条⁽⁵⁴⁾に規定された手続を経て禁治産が宣告された者には、後見人と後見監督人 subrogé tuteur ⁽⁵⁵⁾が任命される（505条）。上記のとおり、民法典制定以前のフランスで禁治産者に付されたのは保佐人であったが、民法典は成人の禁治産者を未成年者と同一視した（509条）⁽⁵⁶⁾ため、禁治産者にも後見人を任命することとした。⁽⁵⁷⁾未成年者の後見人と同様、禁治産者の後見人は、禁治産者の身上に配慮し、あらゆる民事上の行為につき禁治産者を代理する（509条・450条）^{(58) (59)}。

一方で、「痴愚、痴呆、狂乱の常況」にはないが、精神耗弱や支配的な情熱の影響力 l'ascendant de quelque passion dominante ⁽⁶⁰⁾のために、自らの事柄を管理する能力をわずかしかなかった者も存在する。⁽⁶¹⁾裁判所は、必要だと判断し

た場合に、このような者に対して助言人を付し、以後その「助言なしには訴訟を起こすこと、和解をすること、借金をすること、動産を受領すること、受領書を与えること、財産を譲渡すること、及び抵当財産を設定することができない旨を命じることができる。」(499条⁽⁶²⁾)。

禁治産者と被助言者の差異について、立法担当者エミリーは次のように説明している。「被助言者は、民事生活の行為について無能力なのではない。被助言者は、法に規定された場合に助言なく契約をしても、義務を負い得ない。しかし一般に、被助言者は契約、結婚、遺言をすることができる。痴愚、痴呆、狂乱を原因とする禁治産者は、これらのことを行うことができない⁽⁶³⁾」。すなわち、禁治産者はあらゆる民事上の行為について無能力であり、後見人により代理される⁽⁶⁴⁾。一方、被助言者はあらゆる民事上の行為について無能力であるのではなく、499条で列举された行為についてのみ助言を必要とする。

また、禁治産の手続は非常に時間がかかるため、裁判所は第1回尋問後に必要と判断した場合には、禁治産が請求されている者の人身と財産を管理する臨時の管理人 *administrateur provisoire* を任命することができる⁽⁶⁵⁾ (497条)。民法典には臨時の管理人の具体的な権限に関する規定は存在せず、臨時の管理人を任命する判決が事案毎に必要な管理行為 *actes de l'administration nécessaire* を定める⁽⁶⁶⁾。

2 禁治産者の行為の有効性

民法典1108条は、契約が有効であるための4つの基本的条件の1つとして、「義務を負う当事者の同意 *Le consentement de la partie qui s'oblige*」を挙げている。同条に基づき、狂人 *fou* は同意の不存在を証明することによって自らの行為の無効を主張することができるが、行為時に痴呆であったことの証明はしばしば困難である⁽⁶⁸⁾。

かかる証明の困難さを回避することを目的とするのが502条⁽⁶⁹⁾である。すなわち、禁治産者が禁治産宣告後になした全ての行為 *acte* または被助言者が助言なく行った全ての行為を、当然に無効 *nuls de droit* と画一的に処理することで、ある者の行為の有効性を評価するために行為時に遡って行為者の精神状態

を復元 reconstituer しなければならない手間を省き、手続を手早く切り上げる couper court aux procès ⁽⁷⁰⁾ことが、同条の趣旨である。

また、502条の「当然に無効」とは、行為がいかなる法実在をも有しない ces actes n'ont aucune existence juridique という意味ではなく、外観しか存在しない un acte qui n'existe qu'en apparence という意味であり⁽⁷¹⁾、禁治産者本人またはその代理人のみ無効を主張することができる相対的無効である（1125⁽⁷²⁾条）。かかる無効の訴えは、禁治産宣告が取り消された日から10年以内に提起しなければならない（1304⁽⁷³⁾条）。禁治産者は理性を回復した後に、禁治産宣告中に自らがなした行為を追認 confirmation ⁽⁷⁴⁾することもできる。

503条は、禁治産者が禁治産宣告を受ける以前になした行為の有効性について定める。禁治産の原因は禁治産宣告に先行して存在するため、禁治産宣告以前の行為を全て有効としてしまうと、禁治産は手遅れで無駄となってしまう。一方で、後に禁治産が宣告されることになる者と契約をした相手方の信頼を保護する必要がある。両者の利益を調和するため、503条は、禁治産の原因が行為時に明らかに notoirement 存在していた場合には行為を取り消し annuler 得ると規定する。明らかに痴愚や痴呆の者と契約をした相手方は、明らかに悪意 notoirement de mauvaise foi ⁽⁷⁶⁾であるからである。「明らかに」という要件は相対的なものであり、判事は、行為時の状況や日時、行為の性質、行為がなされた場所、相手方の行動の特徴や方法を考慮し、行為を取り消すか維持するかを判断する。

504条は、禁治産が請求される provoquée ⁽⁷⁸⁾ことも宣告される prononcée こともなく死亡した者が生前になした行為の有効性について定める。同条の趣旨は、死亡した本人は行為時の自らの精神状態について弁明することがもはやできないため、相続人等が軽率に故人の痴呆を主張することにより、故人の名声 ⁽⁷⁹⁾memoire が傷付けられるのを防ぐことにある。そこで、504条は、行為自体から痴呆の証拠が生じる場合でない限り、禁治産が宣告されることも請求されることもなく死亡した者が生前になした行為について、痴呆を理由として異議を申し立てる attaquer ⁽⁸¹⁾ことはできないと定める。同条は有償行為 actes à titre onéreux ⁽⁸²⁾についてのみ適用され、無償行為には適用されない。

図1 民法典（1804年）における禁治産に関する条文

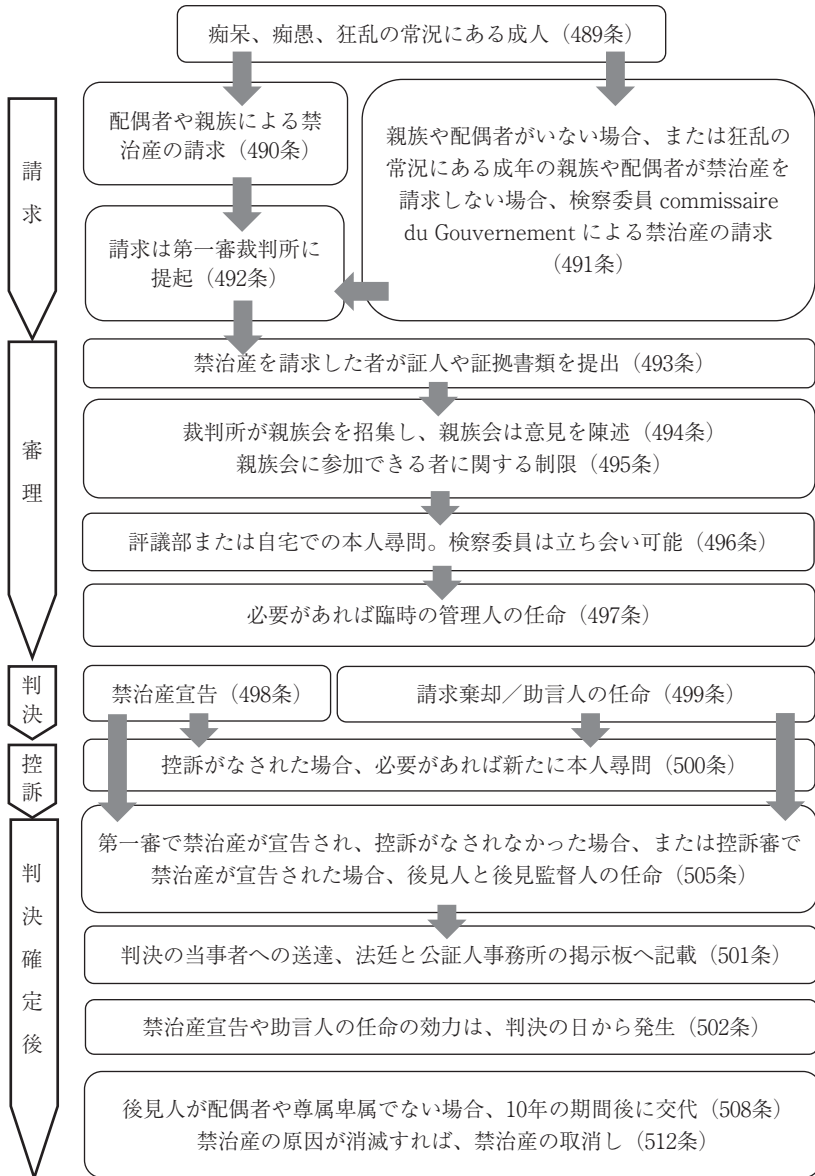


表2 民法典（1804年）における禁治産に関するその他の条文

条文	内容
502条-504条	禁治産者や被助言人の行為の有効性。
506条-507条	夫婦の一方が他方の後見人となる場合。
509条	禁治産者は未成年者と同一視される。
510条	禁治産者の収入は、その境遇の緩和と治癒のために用いられる。 親族会は、自宅で世話するか療養所に収容するか決定する。
511条	禁治産者の子が結婚する場合。

（図1、表2ともに筆者作成）

3 小括

民法典は、精神病の影響により自ら財産を管理できない者のために、禁治産と助言の制度を設けている。「痴愚、痴呆、狂乱の常況」にある者には禁治産が宣告されて後見人が任命され、あらゆる民事上の行為について後見人が本人を代理する（489条）。「痴愚、痴呆、狂乱の常況」にはないものの自らの事柄を管理する能力がわずかな者には助言人が任命されて、民法典に列举されたいくつかの行為を行う際に助言が要求される（499条）。また、時間のかかる禁治産の手続中に精神病者の財産と人身に関する必要な管理行為を行うために、臨時の管理人が任命されることもある（497条）。

禁治産者が自ら行った行為または被助言者が助言なく行った行為は、契約時に同意がなかったことを証明せずとも当然に無効となる（502条）。また、禁治産が宣告される以前の行為についても、行為時に禁治産の原因が明らかに存在していた場合には取り消し得る（503条）。さらに、故人の行為は、生前に禁治産が宣告もしくは請求されていた場合または行為自体から痴呆の証拠が生じる場合に限り、痴呆を理由として異議を申し立てることができる（504条）。

- （1） 西山詮「民法各領域・精神保健福祉法と民事精神鑑定」松下正明（総編集）山内俊雄、山上皓、中谷陽二（編集）『民事法と精神医学』中山書店（2005）2頁。
（2） 同諮問は、法制審議会第199回会議（2024年2月15日開催）の配布資料6「成

- 年後見制度の見直しについて」<https://www.moj.go.jp/content/001413272.pdf> (2026年3月10日最終閲覧)を参照。
- (3) 法制審議会民法(成年後見等関係)部会第33回(2026年1月27日開催)で決定された要綱案については、<https://www.moj.go.jp/content/001456650.pdf> (2026年3月10日最終閲覧)を参照。
- (4) 障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)外務省(2024年6月19日)https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html (2025年9月20日最終閲覧)。
- (5) B. Eyraud, *Reconnaître la capacité juridique comme droit humain. Une sociologie affirmative*, ENS Édition, OpenEdition Books, 20 mai 2025, <https://books.openedition.org/enseditions/63438> (2025年9月20日最終閲覧)。
- (6) 拙稿「フランス1838年法におけるアリエネ aliéné の収容と個人の自由 liberté individuelle の保障(1)(2・完)——禁治産 interdiction 宣告の要否を巡る議論を手がかりに——」阪大法学75巻2号(2025)113-139頁、75巻3号(2025)165-177頁。
- (7) H. Taguet, *Étude de la loi sur les aliénés du 30 juin 1838*, E. Donnau, Paris, 1875; J. Lemoine, *Le régime des aliénés et la liberté individuelle*, Librairie du Recueil Sirey, 1934; C. Quételet, *La loi de 1838 sur les aliénés, 1 L'élaboration, 2 L'application*, Frénésie, 1988; R. Castel, *L'ordre psychiatrique l'âge d'or de l'aliénisme*, Les éditions de minuit, 1976; ミシェル・フーコー著/田村俊訳『狂気の歴史 古典主義時代における』新潮社(2020)。ミシェル・フーコー著/八幡恵一訳『コレージュ・ド・フランス講義1972-1973年度 処罰社会』筑摩書房(2017)。
- (8) 秋葉悦子「処遇困難者施設について——フランスの制度との比較法的考察——」上智法学論集35巻3号(1992)29-88頁。永野仁美「フランス精神保健政策の展開過程」本郷法政紀要No.11(2002)115-148頁。
- (9) 菅原道哉、飯塚博史、岩成秀夫「1838年法(フランス精神病者法)の成立過程」精神医学28巻12号(1986)1397-1401頁。須藤葵「フランス精神医療法を通して見る精神医療制度の課題」法政理論39巻3号(2007)190-208頁。
- (10) J.-S. Cayla, The French law of 30 June 1838 on lunatics: the first 150 years, *International digest of health legislation/World Health Organization*, Vol. 39 (1988), pp.513-528; J. Goldstein, *Console and Classify*, The University of Chicago Press, 1987.
- (11) 法学的な見地からの研究としては、L. Bourdon, *Des incapacités civiles résultant de l'aliénation mentale*, thèse pour le doctorat, faculté de droit de (阪大法学) 76 (1-222) 222 [2026. 5]

Paris, 1881; E. Fresquet, *De l'état juridique des aliénés en droit romain et en droit français*, thèse de doctorat, faculté de droit d'Aix, 1874; E. Bouchon, *Droit civil français: interdiction judiciaire*, thèse pour la licence présenté à la faculté de droit de Strasbourg, 1851. 医学的見地からの研究としては、B. de Boismont, *Considérations médico-légales sur l'interdiction des aliénés*, Librairie de l'académie royale de médecine, 1830; F.-É. Renaudin, Commentaire médico-légale sur l'isolement et l'interdiction des aliénés, *Annales médico-psychologiques*, No.11, 1848. が挙げられる。

- (12) 滝沢正『フランス法〔第5版〕』三省堂(2018)95頁。
- (13) 同95頁。
- (14) C. Demolombe, *Cours de Code Napoléon*, Durant, Paris, 1860, Vol.8, pp. 548-608; C. Aubry et C.-F. Rau, *Cours de droit civil français: d'après la méthode de Zachariæ*, Marchal et Billard, Paris, 1869, T.1, pp.526-539.
- (15) 稲本洋之助『フランスの家族法(第2刷)』東京大学出版会(1993)126-142頁。
- (16) 山城一真「フランス成年後見法に関する管見」成年後見法研究19巻(2022)3-16頁。
- (17) 新井誠、西山詮(編)『成年後見と意思能力 法学と医学のインターフェース』日本評論社(2002)。松下(総編集)・前掲注(1)。
- (18) ミシエル・フーコー著／慎改康之訳『コレージュ・ド・フランス講義 1973-1974年度 精神医学の権力』筑摩書房(2006)24頁、訳者注〔1〕によると、「アリエネ(aliéné)とは、自分自身および社会に対して無縁な者となってしまう正常な社会生活を営むことのできないような者のこと。精神を冒された者を言い表すための古い用語で、アリエネが患う病のことをアリエナシオン(aliénation)、それを診る医師のことをアリエニスト(aliéniste)と呼んだ。」と説明されている。
- (19) 山城・前掲注(16)4頁。
- (20) 同5頁。
- (21) 法務省『諸外国における成年後見制度についての調査報告書(「成年後見制度の在り方に関する研究会」参考資料)』(2024)164頁(第3部 フランス 山城一真)。
- (22) 同164頁。
- (23) 同164頁。
- (24) 同164頁。
- (25) 同165頁。
- (26) 同166頁。

- (27) 同199-201頁。
- (28) 同165-166頁。また、同196-199頁も参照。
- (29) 同173-174頁。
- (30) ローマ法にも、精神病の影響により理性的で自由な判断をすることができない者を法的に無能力とみなし、財産の管理と人身の世話を行う制度が存在した。例えば「十二表法 5 表 7 は、自権者である精神障がい者 (furiosus) と浪費者 (prodigus) が、保佐 (cura) に服することを規定していた」。小川浩三、松本尚子、宮坂渉 (編著)『キーコンセプト法学史』ミネルヴァ書房 (2024) 177頁。
- (31) 勝田有恒、森征一、山内進 (編)『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房 (2004) 265頁。
- (32) 山内進、屋敷二郎 (編著)『よくわかる西洋法制史』ミネルヴァ書房 (2025) 151頁。
- (33) J. Domat, *Les Loix civiles dans leur ordre naturel*, 2^e ed., Paris, 1697, T.2, pp. 55-59.
- (34) 勝田他・前掲注 (31) 265頁。
- (35) アンシャン・レジーム末期に2人の医師ジャン・コロンビエ Jean Colombier (1736-1789) とフランソワ・ドゥブレ François Doublet (1751-1793) が公刊した『狂人のために設けられた保護施設において彼らを管理し、治療に努める方法についての指示』によると、アンシャン・レジーム期のフランスでは、治療をしても効果がないと判断された貧しい狂人は監獄に収容されていた。J. Colombier, F. Doublet, *Instruction sur la manière de gouverner les Insensés et de travailler à leur guérison dans les Asyles qui leur sont destinés*, Imprimerie Royale, Paris, 1785, p.6. 犯罪を行っていないにもかかわらず、狂人が犯罪者と共に監獄に収容されている実態は、1838年法の起草者たちによっても問題視されており、1838年法24条3項では「いかなる場合においても、アリエネは受刑者や被告人と共に監獄に連行され、留置されてはならない。」と規定された。Art.24, alinéa 3 «Dans aucun cas, les aliénés ne pourront être ni conduits avec les condamnés ou les prévenus, ni déposés dans une prison.»
- (36) R. J. Pothier (auteur), A. M. J. Dupin (contributeur), *Œuvres de Pothier contenant les traités du droit français. Traité des personnes et des choses, de la propriété, de la possession, de la prescription, de l'hypothèque, du contrat de nantissement, des cens, des champarts*, Béchét aîné, Paris, 1825, T.8, pp.81-82.
- (37) *Archives parlementaires*, 2d ser., Vol.106, p.268; Cayla, *op. cit.*, p.514; 菅原他・前掲注 (9) 1398頁。
- (38) 民法典の和訳は、中村義孝「1804年ナポレオン民法典 (2)」立命館法学373号 (阪大法学) 76 (1-224) 224 [2026. 5]

(2017) 475-515頁を参考にしている。

- (39) Art.489 «Le majeur qui est dans un état habituel d'imbécillité, de démence ou de fureur, doit être interdit, même lorsque cet état présente des intervalles lucides.»
- (40) Bourdon, *op. cit.*, p.227.
- (41) タリブルは、革命以前は弁護士、革命期には刑事裁判所の検事や裁判所長としての経歴を持つ護民院議員である。判例や法解釈に造詣が深く、民法典の起草に最も精力的に関与し重要な活躍をした人物の1人である。A. Mahul, *Annuaire nécrologique*, 2^e année, Ponthieu, Paris, 1822, pp.299-301.
- (42) P. A. Fenet, *Recueil complet des travaux préparatoires du Code Civil*, T.10, Videcoq Libraire, Paris, 1856, p.740.
- (43) エメリーは、革命期には第三身分の議員として活躍した弁護士である。恐怖政治期に逮捕されるも、ロベスピエールの死亡後に政界に復帰し、革命暦8年にはコンセイユ・デタの一員となって、民法典の起草に尽力した。P. Arabeyre, J.-L. Halpérin, J. Krynen, *Dictionnaire historique des juristes français XIIIe-XXe siècle*, Quadrige, 2007, p.309.
- (44) Fenet, *op. cit.*, p.708.
- (45) サケスは、七月革命に参加し、弁護士や司法官、政治家として活躍した人物である。アリエネの問題については、アリエネ本人の自由よりも家族の利益や公の安全の防衛を重視する考え方を持っていた。Arabeyre, Halpérin, Krynen, *op. cit.*, pp.689-690.
- (46) フィリップ・ピネル Philippe Pinel (1745-1824) は、「狂気」が病であり、医学的な治療を施すことによって癒されていくことを理論的に示して『治療することの必要性を説いただけでなく、精神医学の学問的發展にも大きく貢献した』人物である。須藤葵「Philippe Pinel の思想再考」新潟青陵大学紀要5号 (2005) 268頁。また、拙稿・前掲注(6)「(1)」124-125頁。
- (47) 「モノマニー」とは、19世紀の著名な精神科医ジャン＝エティエンヌ・ドミニク・エスキロール Jean-Étienne Dominique Esquirol (1772-1840) によると「知能や情緒、意思の部分的な損傷によって特徴付けられる、発熱のない慢性的な脳の疾患。知能の障害は、ただ1つの対象または一連の限定的な対象にのみ集中している。」Esquirol, *Des maladies mentales considérées sous les rapports médical, hygiénique et médico-légal*, J.-B. Ballière, Paris, Vol.2, 1838, p.1. エスキロールの弟子のエティエンヌ＝ジャン・ジョルジェ Étienne-Jean Georget (1795-1828) によると「少数の固定的、支配的、排他的な観念に精神錯乱が生じているが、その他の対象については、理性が十分健全に働いている」精神病である。Georget,

De la folie, Considération sur cette maladie, Crevot, Paris, 1820, p.108. また、波多野敏「モノマニーと刑事責任——一九世紀前半のフランスにおける刑法と医学（二・完）」京都学園法学 2 号（1994）153-157頁を参照。

- (48) J.-F. Sacase, *La folie considérée dans ses rapports avec la capacité civile*, Librairie de la cour de cassation, 1851, pp.13-14, p.19.
- (49) Renaudin, *op. cit.*, p.82.
- (50) ドゥモロンブは、パリで法学を学んだ後、カーン大学民法講座の正教授となった。その後、パリの大学の民法教授や破毀院判事、検事長のポストを断り、死去するまでカーン大学で民法の教育と壮大な著作に献身した。Arabeyre, Halpérin, Krynen, *op. cit.*, p.245.
- (51) Demolombe, *op. cit.*, p.314.
- (52) タルデューは、パリ大学法医学教授であり、児童虐待についても関心を持った人物である。本稿の「おわりに」の中で後述するサンドンの事件では、精神鑑定の結果を確かなものとして認めたことにより、警察や検察の側に立つ客観性を欠いた専門家だと非難された。J. Labée, Ambroise Tardieu: The man and his work on child maltreatment a century before Kempe, *Child Abuse & Neglect* 29, 2005, pp.311-324.
- (53) A. Tardieu, *Étude médico-légale sur la folie*, 2^e ed., J.-B. Ballière, Paris, 1880, pp.33-34.
- (54) 490条-501条については、図1を参照。
- (55) Art.505 «S'il n'y a pas d'appel du jugement d'interdiction rendu en première instance, ou s'il est confirmé sur l'appel, il sera pourvu à la nomination d'un tuteur et d'un subrogé tuteur à l'interdit, suivant les règles prescrites au titre de la Minorité, de la Tutelle et de l'Émancipation. L'administrateur provisoire cessera ses fonctions, et rendra compte au tuteur, s'il ne l'est pas lui-même.»
- (56) Art.509 «L'interdit est assimilé au mineur, pour sa personne et pour ses biens: les lois sur la tutelle des mineurs s'appliqueront à la tutelle des interdits.»
- (57) Fresquet, *op. cit.*, pp.92-93.
- (58) Art.450, alinéa 1 «Le tuteur prendra soin de la personne du mineur, et le représentera dans tous les actes civils.»
- (59) Fresquet, *op. cit.*, p.97; Bourdon, *op. cit.*, p.251.
- (60) 当時のフランスでは、精神病の原因を説明する際に「情熱 passion」という言葉がしばしば用いられた。例えば、ピネルは「もし精神病の最も通常の原因、すなわち、猛烈ないらだちによって非常に激しく怒りっぽくなった人間の情熱に遇らなければ、精神病の真の概念を全く理解できないだろう。」と述べている。P.

Pinel, *Traité médico-philosophique sur l'aliénation mentale*, J. Ant. Brosson, Paris, 1809, p.ii. また、1790年代には情熱によって犯罪が引き起こされたという弁論で殺人犯が死刑をまぬかれた刑事事件が存在する。これについては、波多野敏「モノマニーと刑事責任——一九世紀フランスにおける刑法と医学 (一)」京都学園法学1号(1994)46-52頁。

- (61) Fenet, *op. cit.*, pp.710-711.
- (62) Art. 499 «En rejetant la demande en interdiction, le tribunal pourra néanmoins, si les circonstances l'exigent, ordonner que le défendeur ne pourra désormais plaider, transigner, emprunter, recevoir un capital mobilier, ni en donner décharge, aliéner, ni grever ses biens d'hypothèques, sans l'assistance d'un conseil qui lui sera nommé par le même jugement.»
- (63) Fenet, *op. cit.*, p.711.
- (64) もっとも、禁治産者による婚姻、養子縁組、遺言の有効性や禁治産者が意識のはっきりとしている間に行った行為の有効性については、議論が存在している。本稿では、紙幅の都合上これらの個別の論点には立ち入らず、下記参考文献を掲げておくに留め、本格的論究は他日を期したい。Bourdon, *op. cit.*, pp.232-233; Fresquet, *op. cit.*, pp.109-110; Demolombe, *op. cit.*, pp.428-444.
- (65) Art.497 «Après le premier interrogatoire, le tribunal commettra, s'il y a lieu, un administrateur provisoire, pour prendre soins de la personne et des biens du défendeur.»
- (66) Demolombe, *op. cit.*, p.376; Fresquet, *op. cit.*, pp.86-87.
- (67) Art. 1108 «Quatre conditions sont essentielles pour la validité d'une convention:
Le consentement de la partie qui s'oblige;
Sa capacité de contracter;
Un objet certain qui forme la matière de l'engagement;
Une cause licite dans l'obligation.»
- (68) Bourdon, *op. cit.*, p.307.
- (69) Art.502 «L'interdiction ou la nomination d'un conseil aura son effet du jour du jugement. Tous actes passés postérieurement par l'interdit, ou sans l'assistance du conseil, seront nuls de droit.»
- (70) Bourdon, *op. cit.*, p.268.
- (71) Fresquet, *op. cit.*, pp.107-108.
- (72) Art.1125 «Le mineur, l'interdit et la femme mariée ne peuvent attaquer, pour cause d'incapacité, leurs engagements, que dans les cas prévus par la loi. Les

personnes capables de s'engager ne peuvent opposer l'incapacité du mineur, de l'interdit ou de la femme mariée, avec qui elles ont contractés.»

- (73) Art.1304 alinéa 1 «Dans tous les cas où l'action en nullité ou en rescision d'une convention n'est pas limitée à moindre temps par une loi particulière, cette action dure dix ans.» alinéa 3 «Le temps ne court, à l'égard des actes faits par les interdits, que du jour où l'interdiction est levée, et à l'égard de ceux faits par les mineurs, que du jour de la majorité.»
- (74) Demolombe, *op. cit.*, pp.425-426; Fresquet, *op. cit.*, pp.107-108; Bourdon, *op. cit.*, pp.252-253.
- (75) Art.503 «Les actes antérieurs à l'interdiction pourront être annulés, si la cause de l'interdiction existait notoirement à l'époque où ces actes ont été faits.»
- (76) Fenet, *op. cit.*, p.713.
- (77) Demolombe, *op. cit.*, pp.445-456; Fresquet, *op. cit.*, pp.117-121; Bourdon, *op. cit.*, pp.306-309.
- (78) Art.504 «Après la mort d'un individu, les actes par lui faits ne pourront être attaqués pour cause de démence, qu'autant que son interdiction aurait été prononcée ou provoquée avant son décès ; à moins que la preuve de la démence ne résulte de l'acte même qui est attaqué.»
- (79) Demolombe, *op. cit.*, p.458.
- (80) Fenet, *op. cit.*, p.725.
- (81) 法学者と精神科医の著作や議会における議員の発言において、「無効を請求する demander la nullité」、「取り消す annuler」、「異議を申し立てる attaquer」という語がいかに使い分けられているのかについて、今後詳細な検証を必要とする。
- (82) Fresquet, *op. cit.*, pp.124-125.